

後期高齢者医療からのお知らせ

8月1日から「後期高齢者医療被保険者証」が切り替わります!!

後期高齢者医療では、毎年7月末に被保険者証（保険証）の切替を行っています。
 現在お持ちの被保険者証は、有効期限が今年の7月31日までとなっていますので、
令和元年8月1日からお使いいただく新しい被保険者証を、7月下旬頃に送付します。

切替対象の方

- ・75歳以上のすべての方（生活保護を受けている方は除かれます。）。
- ・65歳から74歳までの方で、障害認定により、後期高齢者医療の被保険者証をお使いの方。

切替内容

医療機関等の窓口でご負担いただく自己負担割合の見直しが行われます。住民税課税所得に応じて、自己負担割合は、「1割負担（一般）」または「3割負担（現役並み）」となります。

- ※期限の過ぎた被保険者証は、8月1日以降は使用できません。
- ※後期高齢者医療保険料に納め忘れ等があると、有効期限が短い被保険者証になる場合があります。

切替送付する被保険者証の見本内容

※新年度被保険者証の色は、「紺色」です。

(表面)

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和2年 7月31日
交付年月日	令和元年 8月 1日
被保険者番号	00000001
住所	茨城県水戸市赤塚1丁目1番地
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 5年 5月 5日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	39082011 茨城県後期高齢者医療広域連合 印

(裏面)

注意事項
 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

〔1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。〕
 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)： _____

家族署名(自筆)： _____

潮来市の保険者番号は「39082235」です。

平成31年度（令和元年度）

後期高齢者医療保険料額の軽減が変わります。

後期高齢者医療の保険料は、被保険者全員が負担する「**均等割額**」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「**所得割額**」を合計して、個人単位で計算されます。

所得の少ない方（世帯）や後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険（被用者保険）の被扶養者」であった方は、基準に応じて保険料の均等割額や所得割額が軽減されます。

均等割額の軽減

年金収入が80万円以下の世帯など、世帯（被保険者と世帯主）の所得状況に応じて保険料の均等割額が、これまで**9割軽減の対象であった方**につきましては、来年度（令和2年度）以降、制度本来の仕組みである7割軽減に戻ります。段階的な軽減措置として、**今年度は8割軽減となります**。

均等割額	軽減割合	保険料（年額）
変更前	9割	3,900円
変更後	8割	7,900円

※保険料均等割の軽減特例は、後期高齢者医療制度の創設（平成20年）から当面の暫定措置として特例的に実施されてきましたが、世代間の公平を図る観点なども踏まえ、介護保険料の軽減の強化や年金生活者支援給付金の支給にあわせ、段階的に見直しを行います。

医療保険を将来にわたり安定した制度としていくための見直しであることをご理解ください。

※8.5割軽減の対象の方につきましては、年金生活者支援給付金支給の対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から1年間に限り8.5割軽減を据え置くこととしています。

被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方（元被扶養者の方）は、均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。（※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。）

これまでは、特例的に、後期高齢者医療制度加入期間にかかわらず、均等割額の軽減の適用が継続されてきましたが、平成31年度（令和元年度）からは、原則どおり、**後期高齢者医療制度加入後2年間に限り、均等割額が軽減される**ことに戻ります。

※なお、引き続き所得割額はかかりません。

「平成31年度（令和元年度）

後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月に送付します!!

後期高齢者医療制度では、公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、被保険者の後期高齢者医療保険料が約1割を負担することにより、被保険者が受ける医療に係る給付等を行っています。そのため、被保険者すべての方に保険料を負担していただくことになっております。

（令和元年6月9日以降の後期高齢者医療資格取得者につきましては8月以降の送付となります。）

※納付書により保険料を納めていただく方につきましては、便利な口座振替をお勧めします。

【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線111